特定非営利活動法人あらかわミライ会議定款

第1章総則

(名 称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人あらかわミライ会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、東京都荒川区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、荒川区及びその周辺地域の区民、企業・事業所・学校等を対象として、 情報や意見の交換、経営に関する問題解決の支援を行うことにより、企業の活性 化や地域団体の支援を図る事業を行い、地域経済活動の活性化に寄与することを 目的とする。加えて、持続可能な社会をつくることを目標に、加速するデジタル 化への対応に加え、子育て支援や子どもが問題解決できる心豊かな社会に向けた 取り組みを関係機関と連帯、協同し、暮らしやすい荒川の未来のまちづくりに寄 与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第 4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)まちづくりの推進を図る活動
 - (2)情報化社会の発展を図る活動
 - (3)経済活動の活性化を図る活動
 - (4)子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の 活動

(事業の種類)

- 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、 次の事業を行う。
 - (1)パソコン・プログラミング教室事業
 - (2)子育て交流サロン事業
 - (3)子どもの居場所事業
 - (4) 地域団体支援事業
 - (5) 出版物及びホームページによる普及啓発事業

(6) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

- 第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2)活動会員 この法人の活動によって繋がるネットワークを活用する個人及び 団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同じ賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した 書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1)退会届の提出をしたとき。
 - (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第 13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1)理事 3 人以上 30 人 以内
 - (2)監事 1人 以上 2人 以内
 - 2理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 14条 理事は理事会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。

- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第 16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その 職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に 弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。 2役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1)定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3)会員の除名
 - (4)事業報告及び決算
 - (5)役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6)入会金及び会費の額
 - (7)監事の選任又は解任
 - (8)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回 開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の 5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15条第 4項第 4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2理事長は、前条第 2項第 1号及び第 2号の規定による請求があったときは、 その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなけ ればならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできな

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項、ならびに総会で動議として提案された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2条及び次条第 1項の規定の適用 については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(総会の議事録)

- 第 29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第 33条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面又は 電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第 35条 理事会における議決事項は、第 33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に 加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名 押印又は署名しなければならない。

第 5章 資産

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1)設立当初の財産 目録に記載された資産
 - (2)入会金及び会費
 - (3)寄付金品
 - (4)財産から生じる収益
 - (5)事業に伴う収益
 - (6)その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条 各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日 に始まり、翌年 3 月 31 日 に終わ

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、 理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収 益費用を講じることができる。

2前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【削除】

(以下、条ずれ)

(予算の追加及び更正)

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、 総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければなら

ない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠乏
 - (4)合併
 - (5)破産手続き開始の決定
 - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4分の3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したとき に残存する財産は、東京都荒川区に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行 う。 ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第 54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細 則)

第 57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1)入会金 正会員(個人・団体)2,000 円 賛助会員(個人・団体)5,000 円
- (2)年会費 正会員(個人・団体)5,000 円 賛助会員(個人・団体)1 回 10,000 円 (1 回 以上)

別表 設立当初の役員

役職名 氏名

理事長 竹内 一

副理事長 平田 正昭(平 田周)

理事 小林 清三郎

理事 村越 裕之

監事 渡辺 康一

附則 この定款は、平成 27年 12月 1日 から施行する。

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人あらかわミライ会議

1 事業実施の方針

令和6年度は、荒川区東尾久1丁目の建物を賃借し、「子育て交流サロン事業」と「子どもの居場所事業」を実施する。「サロン」では0~3歳の親子で参加してもらい、交流や相談を行う。発達障害や多胎児の親子に特化したサロンも行う。また、「居場所」では生活困窮世帯・ひとり親家庭、ひきこもり・不登校の小中学生への交流・相談・学習支援を行う。パソコン教室はワンコインで参加してもらい、基本的な操作から始め、プログラミングまで視野に入れて、就労等にも役立てられるものにしたい。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【8,633】千円)

(1)何处外召		(事未員*/心及/// [0,000] 117 /					
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
子育て交流 サロン事業	荒川区東尾久地域の 0~3 歳児の親子を対象に交 流・相談のできるサロンを 実施する。	週5日10·15時	荒川区東 尾久1丁 目の「え ん」	8名	荒川区東 尾久 子育 世帯	のべ 5,200 名	8,259
子どもの居場 所事業	生活困窮世帯・ひとり親家庭、ひきこもり・不登校の小中学生に対する食事の提供と交流・相談・学習支援を実施する。	週2日 15時半 18時	荒川区東 尾久1丁 目の「え ん」	7名	荒川区東域 尾久子育 世帯	のべ 1,040 名	239
パソコン・プ ログラミング 教室事業	お年寄りから子どもまで を対象にプログラミング 教育を含むパソコン教室 を実施する。	土日 月1回程 度	荒川区東 尾久1丁 日の「え ん」	3名	高齢者どの世 かも幅代	のべ 60名	35
地城団体支援 事業	子ども食堂を実施する団 体に場所を時間貸しする	月2回	荒川区東 尾久 1丁 目の「え ん」	7名	荒川区東 尾久地 で で 世帯	のべ 240名	68
出版物及びホームの普及を発生を表現した。	活動の内容を出版物やホームページに掲載し、普及 啓発する。	年 1~4 回	荒川区東 尾久 1丁 目の「え ん」	2名	荒川区東 尾久地域 の子育て 世帯	300 名	30

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人あらかわミライ会議

1 事業実施の方針

令和7年度も同様、荒川区東尾久1丁目の建物を賃借し、「子育て交流サロン事業」と「子どもの居場所事業」を実施する。「サロン」では0~3歳の親子で参加してもらい、交流や相談を行う。発達障害や多胎児の親子に特化したサロンも行う。また、「居場所」では生活困窮世帯・ひとり親家庭、ひきこもり・不登校の小中学生への交流・相談・学習支援を行う。パソコン教室はワンコインで参加してもらい、基本的な操作から始め、プログラミングまで視野に入れ、就労等にも役立てられるものにしたい。パソコン教室の参加者は前年より増やしたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【8,633】千円)

•	小川口剣にかる手木			(テベア			
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
子育て交流サロン事業	荒川区東尾久地域の 0~3 歳 児 の親 子 を対象に交 流・相談のできるサロンを 実施する。	週 5日 10-15時	荒川区東 尾久1丁 目の「え ん」	8名	荒川区東 尾久地域 の子育て 世帯	のべ 5,200名	8,259
子どもの居場所事業	生活困窮世帯・ひとり親家庭、ひきこもり・不登校の 小中学生に対する食事の 提供と交流・相談・学習支援を実施する。	週2日 15時半 18時	荒川区東 尾久1丁 目の「え ん」	7名	荒川区東 尾久 大育 で 世帯	のべ 1,040名	239
パソコン・プ ログラミング 教室事業	お年寄りから子どもまで を対象にプログラミング 教育を含むパソコン教室 を実施する。	土日 月 1 回程 度	荒川区東 尾久1丁 目の「え ん」	3名	高齢者からまでの性代 とい世代	のべ 80名	35
地域団体支援 事業	子ども食堂を実施する団 体に場所を時間貸しする	月2回	荒川区東 尾久 1丁 目の「え ん」	7名	荒川区東 尾久地域 の子育て 世帯	のべ 240名	68
出版物及びホームページに よる普及啓発 事業	活動の内容を出版物やホ ームページに掲載し、普及 啓発する。	年 1~4回	荒川区東 尾久 1 「え しん」	2名	荒川区東 尾久地域 の子育て 世帯	300名	30

令和6年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 あらかわミライ会議 (単位:円) 小計・合計 経 常 収 受取会費 300,000 正会員受取会費 150,000 贊助会員受取会費 150,000 受取寄附金 300,000 2 受取寄附金 300,000 施股等受入評価益 3 受取助成金等 9, 932, 000 受取補助金 (サロン事業) 受取補助金 (居場所事業) 9, 724, 000 208,000 事業収益 78, 960 子どもの居場所事業収益 パソコン・プログラミング教室事業収益 36, 000 30,000 地域団体支援事業収益 12, 960 その他の収益 60 受取利息 60 10, 611, 020 10, 611, 020 (1) 人件费 6, 862, 270 給料手当 6, 381, 072 ボランティア御礼 51, 198 退職給付費用 100,000 福利厚生費 330,000 役員報酬 (2)その他経費 1, 740, 900 研修費 (講師謝礼・交通費) 旅費交通費 48,000 96,000 消耗品費 216,000 水道光熱費 216,000 81,600 通信運搬費 936, 000 87, 300 地代家賃 保険料 減価償却費 60,000 会議費 事業費計 2 管理費 (1)人件費 8, 603, 170 8, 603, 170 360,000 役員報酬 給料手当 360,000 退職給付費用 0 福利厚生費 (2) その他経費 1, 164, 600 消耗品費 144, 000 水道光熱費 144, 000 54, 400 通信運搬費 624, 000 地代家賃 保険料 58, 200 旅費交通費 100,000 減価償却費 40,000 1, 524, **60**0 10, 127, 770 **宝宝**社 常 州 報 常 外 取 固定資産売却益 (A) -- (B) \cdots 0 過年度損益修正益 0 収 基 計 常 外 費 固定資産売却損 災害損失 0 列年度損益修正損 費用計 (c) - (d) · · · 2 (0)+2 · · · 3 | 当 期 正 味 財 産 増 減 動 法人税、住民税及び事業税・・・③ 前期繰越正味財産額・・・⑤ | 越 正 味 財 産 額 ③ー④+⑤ 664, 470 1, 147, 720

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 あらかわミライ会議 (単位:円) 小計・合計 受取会費 350,000 正会員受取会費 250,000 贊助会員受取会費 100,000 300,000 2 受取害附金 受取寄附金 300,000 施設等受入評価益 受取助成金等 9, 932, 000 受取補助金(サロン事業)*障害児加算付 受取補助金(居場所事業) 9, 724, 000 208,000 事業収益 88. 960 子どもの居場所事業収益 パソコン・プログラミング教室事業収益 36,000 40,000 地域団体支援事業収益 12, 960 60 その他の収益 受取利息 60 10, 671, 020 10, 671, 020 B 事業費 (1) 人件費 6, 862, 270 6, 381, 072 給料手当 ボランティア御礼 51, 198 役員報酬 100,000 退職給付費用 330,000 福利厚生費 (2) その他経費 1, 740, 900 研修費 (講師謝礼・交通費) 旅費交通費 48,000 96,000 消耗品費 216,000 水道光熱費 216,000 通信運搬費 81,600 936, 000 地代家賃 87, 300 保険料 減価償却費 60,000 **貴鑛会** 事業費計 2 管理費 (1)人件費 8, 603, 170 8, 603, 170 360,000 役員報酬 給料手当 360,000 退職給付費用 0 福利厚生費 0 1, 164, 600 (2)その他経費 消耗品費 144,000 水道光熱費 144,000 通信運搬費 54, 400 地代家賃 624,000 保険料 58, 200 旅費交通費 100,000 減価償却費 40,000 1, 524, 600 10, 127, 770 管理費計 543, 250 $\cdots \bigcirc$ [A] - [B] 常 外 収 益 固定資産売却益 O 過年度損益修正益 0 0 災害損失 0 過年度損益修正損 費 用 計 ■ 期 正 味 財 産 増 減 類 法人税、住民税及び事業税 ・・・ の 前期繰越正味財産額 ①+② 679.842 産 額 ③-④+⑤ 1, 223, 092